

# 久納会計FAXニュース



Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

## 令和5年度税制改正について

☆ 今年も一年間ありがとうございました。  
12月29日(木)よりお休みさせていただきます。なお、年始は1月5日(木)より営業いたしますので、何卒よろしくお願ひいたします。

本年12月16日に令和5年度の税制改正大綱が発表されました。コロナ対策費などで膨張した財政赤字の補填のため、増税することが予測されていましたが、それほど大きな増税はありませんでした。それでは、影響のありそうな項目を解説していきます。

### 1.改正NISAについて

従来の一般NISAとつみたてNISAの非課税措置が2023年12月31日までとなり、「資産所得倍増プラン」実現のため、2024年1月1日から拡充・恒久化されたNISA制度になります。

まず、年間の積立限度額ですが、「つみたて投資枠」は現行つみたてNISA(年間40万円)の3倍の120万円、一般NISAを引き継ぐ「成長投資枠」は一般NISA(年間120万円)の2倍となる240万円まで増えることになりました。したがって、年間の合計積立枠は360万円となります。

高所得層に対する優遇を避けるため、非課税となる生涯限度額も設定されました。「つみたて投資枠」、「成長投資枠」合わせて1,800万円がその限度額となり、その内数として「成長投資枠」の限度額が1,200万円となっています。

### 2.生前贈与の相続税加算期間が延長

現在の相続税計算では、亡くなられた方の亡くなる「3年」前までの相続人に対する贈与が相続財産に加算されることになっています。この「3年」が段階的に延長され、最終的に7年と

なります。この影響の緩和策として増加した4～7年前に当たる贈与については、100万を加算対象外とする措置が取られることになりました。

この改正は令和6年の贈与から適用になるため、令和5年の贈与までは、これまで通り相続前3年間が加算対象となります。なお、相続人以外に対する贈与はたとえ3年以内であっても加算対象ではありませんので、ご注意下さい。

### 3.電子帳簿保存法について

これまでの電子帳簿保存法では、電子取引データの保存の際に、①日付、②相手先、③金額での検索が出来ることが条件でした。

売上高が5000万円以下の事業者では、この検索条件が令和6年以降、不要になります。

また、それ以外の事業者でも、税務調査の際に調査官からデータの提示を求められたときにダウンロードした書面を提示出来ること、および税務署長が「相当な理由がある」と認めた場合には検索条件無しの電子データ保存が認められることとなりました。ただ、この「相当な理由」がどこまで認められるかが不明です。

### 4.インボイス制度に関する改正

インボイス制度の導入により登録事業者になる小規模事業者を対象に特例計算が認められることになりました。インボイス制度の適用開始前まで免税事業者だった事業者が対象となります。仕入の額によらず売上等により受け取った消費税の2割を納めればよいという制度です。この特例は令和5年10月1日から令和8年9月30日まで適用可能です。

これまで免税事業者であった事業者としては、いわゆる一人親方的な人工仕事のような方、あるいは不動産賃貸業のような方が多いと思われます。このような業種では、インボイス制度の

導入により、消費税の課税業者にならざるを得ない事業者が相当数いると予想されます。こうした事業者は、原則課税より簡易課税制度を選択するが多くなると推測されていました。

しかし、今回の改正で認められる特例計算は、簡易課税よりも有利となるため、インボイス導入時における簡易課税の選択は必要ないと考えます。

例として不動産賃貸業の場合では、以下のようになります。不動産賃貸業の簡易課税では「みなし仕入れ率」が40%になるため、880万円（うち消費税80万円）で計算すると、それぞれ納税額は

簡易課税 80万 - 32万 (40%) = 48万

特例計算 80万 × 0.2 = 16万

となり、明らかに特例が有利となります。

なお、特例を受けるための事前の届け出は不要のため、決算の時に原則と特例の計算で有利な方を選択することになります。

インボイス制度の取扱いとして懸念があつた少額値引きについても緩和措置がとられました。これまで明らかにされた取り扱いでは、仕入先に振込手数料を引いて振り込んだ際に、金額の多寡に問わずインボイスの発行が必要とされていましたが、1万円未満のものについては交付義務が免除されることになりました。

## 5. 防衛費財源確保のための税制措置

具体的な時期は未定ですが、法人税が500万を超える金額に対して4%～4.5%の別途法人税が加算されることになりました。東日本大震災の復興財源として加算されている復興特別所得税と同様なものが法人税に付加されるようなイメージです。

中小企業の場合、所得金額が2,437万円以上の場合は、この追加の法人税が課税されることになります。

所得税も1%が防衛費の財源として追加される改正になりましたが、同じ枠に当たる東日本

大震災の復興特別所得税も1%減額されるので、実質的な負担は2.1%の現状と変わりません。ただし、令和19年までとされていた復興特別所得税の期限が大幅に延長となります。

たばこ税も1本あたり3円の増税になります。

## 6. 相続対策のマンションの評価について

近年、相続対策としてタワーマンションを購入する方法が取られてきました。不動産の評価では土地は路線価を基に、建物は固定資産税評価額を基に計算しますが、この評価額と時価がタワーマンションの上層階になるほど大きく差が出る実態がありました。

今年の最高裁判例で、国税庁の定めた評価額、すなわち路線価と固定資産税評価額を基に計算した相続税申告の否認が確定しました。この事例については、相続した物件（相続税評価額3億円）を申告後すぐに売却（売却価格12億円）するなど、少々やり過ぎと思われる点がありました。

もともと相続税法では評価は時価で行うことが定めてられおり、時価が算定できない場合に通達による評価が認められているという扱いになっています。この事例ではすぐに売却したことで時価が明確になってしまったこと、亡くなる直前に不動産を購入しており節税対策であることが明らかという理由で否認されてしまったというものです。

この事例を受けて、タワーマンションの不動産評価の方法について検討していくことが明記されました。時期は未定ですが、タワーマンションの相続税評価額については、今後厳しくなることは間違ひありません。

今回、令和5年度税制改正について解説していましたが、何か疑問・質問がある場合には、各担当者までお問い合わせください。

以上